

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度導入について

水道法の一部が改正されたことに伴い、2020（令和2）年4月1日より指定の更新制度が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間および更新の受付期間

財産区より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
① 平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
② 平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
③ 平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
④ 平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
⑤ 平成25年4月1日～令和元年3月31日	令和6年9月29日までの5年間

※更新のご案内を事前に郵送にて通知致します。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

提出書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第1）
- (2) 機械器具調書（施行規則様式第1別表）
- (3) 誓約書（施行規則様式第2）
- (4) 給水装置工事主任技術者選任届出書（施行規則様式第3）

[※各様式はホームページ（財産区指定給水工事事業者）よりダウンロードできます。](#)

添付書類

- (1) 給水装置工事主任技術者免状または給水装置工事主任技術者証の写し
- (2) 機械器具の写真
- (3) 主たる事業所の位置図及び写真
- (4) 工事实績（任意の書式）
- (5) 住民票の写し（個人の場合）、または定款及び登記事項証明書（法人の場合）
- (6) 旧指定給水装置工事事業者指定証

3 更新申請にあたって確認する項目

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ② 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（外部機関、eラーニング、社内研修等）
- ③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ④ ホームページ掲載希望の有無

4 更新に係る事務手続き手数料（芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例第34号による） 10,000円

（お問い合わせ先）芦原温泉上水道財産区水道事業
電話 0776-77-2349